

| | | | |
|------|---|-----|---------|
| 陳情番号 | 陳情第42号 | 受理日 | 31.2.27 |
| 件名 | 指定管理者制度の見直しを求める陳情 | | |
| 陳情者 | 住 所 西宮市愛宕山 氏名(団体名) 広田留守家庭児童育成センター保護者の会 会長 當利 幸子 ほか10名 | | |

(陳情趣旨)

2006年に育成センターに指定管理者制度が導入され、育成センターを利用する保護者は公募のたびに不安になり、管理者が変わるのでないか、今までの保育方針と異なるのではないかと神経をすり減らしています。管理者の変更は、全ての指導員が交代することを意味し、子どもたちへの影響は計り知れません。また、それまでに保護者や地域の方々と積み上げてきた信頼関係や、長期的視点に立った保育内容をすべて白紙に戻してしまうことになります。

育成センターに指定管理者制度を導入する最大の問題点は、指定期間が限られていることです。指定期間の終了ごとに公募が行われるため、管理者の長期継続が制度上保証されません。そのため、管理者は容易に正規採用をすることができず、有期雇用の非正規職員の雇用が中心となり、そのことが人手不足へつながり、今年度のように社会福祉協議会が継続して応募することが困難になるという事態が起きたのだと推測します。また、シダックス大新東ヒューマンサービス㈱が管理者となる2育成センターの求人広告を2月末となっても掲載されているのを見るたびに、来年度の体制がまだ整っていないことへの不安を抱きます。育成センターの指導員は「放課後児童支援員」という資格を持つ方が大勢おられます。放課後児童支援員の資格認定には、2年以上の実務経験と専門教育が必須となっています。短期雇用が明らかであれば、指導員の研修や研鑽も保障されにくく、経験の蓄積もあり得ず、育成センター事業全体の質の低下をもたらしてしまうのではないかと危惧します。人手不足だから民間事業者の参入拡大ではなく、雇用の安定を含めた処遇改善による人材確保策とその為の財政支援策を講じて下さい。民間事業者の参入拡大のために募集資格の基準を緩和するなどのことが起これば、本末転倒と言わざるを得ません。

市は、『利用者アンケートにおいて、満足度が向上しているのは、指定管理者制度の導入により、いい意味で競争意識が醸成されていき、サービスが向上していったことが原因の一つである』としていますが、サービス向上は、利用時間拡大や4年生の受け入れなど、市が決めて行ったことで、事業者間の競争意識によるものではないと言えます。検証すべきは、それぞれの事業者がどのような運営をし、子どもや保護者がどのような面で満足し、また、子どもの育成に関わる質の部分でどのような成果があったかです。さらには、事業者間で情報が共有できていないので、保育の質に関わっての競争意識は働いていないのが現状だと思われます。そのうえ、管理者が変わった前後を経験する保護者の割合は、アンケート回答者のごく一部にすぎず、アンケートの分析としても不適切です。

今年度ですべての育成センターが公募にかかりました。来年度、公募にかかる育成センターは言わば2巡目となる育成センターです。この節目を前にして、改めて指定管理者制度の効果的な運用がなされているかの確認・検証を行う必要性を感じます。指定管理者制度は、管理業務や収益事業を行う場合には有効な制度と言えるかもしれません。一方、「育成センター」は社会福祉事業です。利用者と管理者との信頼関係や協働関係の構築がとりわけ重要であると考えられます。市が指定管理者制度運用指針のなかで、指定期間を「5年を基準」としながらも、育成センターにおいては2年から4年、さらには10年と延ばしています。このことからも、「育成センターに指定管理者制度は馴染まない」と市も認識しているのではないかと推察されます。

子どもたちの育ちを長い目で支援する「育成センター」への指定管理者制度の導入が適切であるのか検討いただき、学童保育を行う施設・事業には何よりも継続性・安定性が求められることを理解いただき、子どもたちの安全・安心な生活を行政が公的に責任をもち、親と指導員が安心して働くように保障していただけるよう、育成センターにおける指定管理者制度の導入そのものの見直しを求めます。

(陳情事項)

1. 市に対し、「育成センター」への指定管理者制度の導入が適切であったのかを検証するよう要請すること。
2. 市に対し、指定管理者制度の対象施設から「育成センター」を除外するよう要請すること。